

お知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を執行します。

令和 8 年 10 月 09 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

1 入札に付する事項

契約番号	0000000576
工事名	秋田南大橋添架管重防食塗装工事
工事場所	システム画面「工事または履行・納入場所」に表示のとおり
工事概要	設計図書（金抜き設計書） 1 ページのとおり
工事期限	令和 9 年 03 月 15 日（月） ※システム画面には時刻まで表示されているがシステム入力の都合上のものである
予定価格	21,770,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
入札参加要件	(1) 入札参加申込書の提出期限日において、秋田市の塗装工事に登録されていること。 (2) 上水道用送配水管の重防食塗装工事の元請又は下請実績があること。
上記工事に係る基本的な入札参加要件	塗装工事に係る資格および一般社団法人日本防錆技術協会認定の防錆管理士（施設防食科）の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に配置できること。
入札に参加する者に必要な資格	(1) 本市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 (3) 発注工事の工種について建設業法に基づく許可を受けている者。 (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。 (5) 入札参加申込書の提出期限日から落札決定日までの間において、本市の指名停止、入札参加資格停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。 (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。 (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

	(8) その他工事ごとに定める要件を満たすこと。
入札参加申込に関する事項	入札参加希望者は提出期限内に次項のとおり申込むこと。 電送および紙の両方での申込がない場合は参加を認めない。
入札参加申込書（電送）および入札参加資格審査申請書（紙）の提出	(1) 提出期限 システム画面「参加申込期間」に表示のとおり (2) 提出方法 ア、イの順により提出期限内に行うこと。 ア 電子入札システム（電送）での参加申込み 入札参加申込書を作成し添付すること。 なお、入札参加申込書は当該お知らせ文書に添付している様式（Word）を使用すること。 イ 入札参加資格審査申請書（紙）の提出 <u>アの申込後、以下の書類を秋田市契約課へ持参すること。</u> （土曜日、日曜日および祝日を除く） (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1） (イ) 施工実績調書（様式 2－1） 契約書の写しと施工内容が客観的に分かる資料を添付 (ウ) 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式 3） 資格者証の写しを添付
指名通知予定日時	システム画面「指名通知予定日」に表示のとおり
指名に関する事項	(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に電子入札システムで指名通知するものとする。 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には電子入札システムで非指名通知するものとする。 (3) 秋田市公募型指名競争入札実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、入札参加資格を認定された者が 3 社以下の場合は、5 社以上の競争となるよう工事施工可能な業者を追加して指名する場合がある。
入札書の提出	(1) 提出期間 システム画面「入札書提出期間」に表示のとおり (2) 提出方法 電子入札システムによる (3) 添付書類 工事費内訳書(Excel)を作成して添付すること。なお、工事費内訳書は当該お知らせ文に添付している様式を使用すること。
開札日時	令和 8 年 10 月 28 日(水) 午前 09:30
入札保証金	免除
契約予定日	令和 8 年 11 月 02 日(月)
入札方法	(1) 電子入札により執行する。 (2) 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

	(3) 本件は、最低制限価格制度を採用している。最低制限価格は、千円未満を切り捨てたものとする。 (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (5) 入札執行回数は、1回を限度とする。
契約条項を示す場所	秋田市役所本庁舎4階契約課
入札の無効	次のいずれかに該当した入札は無効とする。 (1) 公表した予定価格を超える金額の入札 (2) 秋田市公募型指名競争入札実施要綱第3条、入札心得、指導事項および当該お知らせで定めた事項に反した者の入札 (3) 入札書提出後、開札日において、秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱第5条第4項に規定する登録有効期間を経過し、登録業者でなくなった者の入札
注意事項	(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。 (2) 提出された申込書等は返却しない。
提出書類	当該お知らせ文書に別途添付。添付のない様式は、以下を参照。 https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1041950/index.html
設計図書の閲覧	当該お知らせ文書に別途添付
問合せ先	秋田市役所総務部契約課工事契約担当 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階 電話 018-888-5438（直通）

- 2 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知に当たっては以下に掲載する様式（建設業法第20条の2第2項に基づく通知書）を使用すること。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1041950/1041953.html>

- 3 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の対象となる場合は、契約締結後に監督員と協議すること。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/oshirase/1052820.html>

- 4 その他定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、秋田市公契約基本条例、秋田市財務規則および秋田市要件付一般競争入札実施要綱の定めるところによる。